

令和元年度地方独立行政法人鳥取県産業技術センター障がい者就労施設等からの物品等の調達方針

令和元年9月3日制定

1 趣旨

この方針は、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」（平成24年法第50号。以下「障害者優先調達推進法」という。）第9条第1項の規定に基づき、障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るため定めるものである。

2 物品等の調達の推進に関する基本的な考え方

障がい者就労施設等が提供する物品等に対する需要の増進を図り、障がい者の自立を促進するという障害者優先調達推進法の目的に沿い、当センターの予算及び事務又は事業の予定等を勘案し、障がい者就労施設等から優先的に物品等を調達する。

3 調達方針の作成、調達実績の取りまとめ及び公表

- (1) 毎年度、調達方針を定め、公表する。
- (2) 毎年度、調達実績を取りまとめ、公表する。
- (3) 公表は、センターホームページに掲載することで行う。

4 対象となる障がい者就労施設等

県内に所在する障害者優先調達推進法第2条第2項に掲げる施設

- ・ 就労移行支援事業所
- ・ 就労継続支援（A型・B型）事業所
- ・ 障害者支援施設
- ・ 地域活動支援センター
- ・ 特例子会社
- ・ 重度多数雇用事業所
- ・ 在宅就業障がい者

5 調達先の選定

調達先の選定にあたっては、鳥取県ホームページ上の『はーとふるTOTTORI』等、県が公表する情報を活用する。また、調達先の選定が困難な場合は、県が設置する共同受注窓口を活用する。

6 調達目標額

200千円